

平成29年度第1回政務活動費のあり方検討会 議事録

日時 平成29年4月28日(金)

午後1時45分～2時10分

場所 議事堂 8階 第4委員会室

**出席者**

・検討会委員

横野昭(座長)、松尾茂(副座長)、泉英之、舎川智也、江西照康、島隆之、東篤、  
金井毅俊、成田光雄、橋本雅雄、高田重信

・事務局

議会事務局長、議会事務局次長、庶務課長、庶務課主幹、庶務課主査、庶務課  
主任

・傍聴人(一般)

一般2人

・報道関係

**議事録**

※発言を一部整理して掲載しています…議会事務局

横野委員： それでは、ただ今から政務活動費のあり方検討会を開会いたします。  
座長が選出されるまでの間、年長委員である私が、座長の職務を勤め  
させていただきます。まず検討会の傍聴についてお諮りいたします。本  
日、〇〇君他1名から傍聴の申し込みがあります。これを許可すること  
にご異議ございませんか。

参加委員： 異議なし。

横野委員： それでは、〇〇君他1名の傍聴を許可することに決定いたしました。  
本日は、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申し出がありますので、許  
可します。報道機関の方に入ってもらってください。

報道関係の皆さんにあらかじめ申し上げます。本日は多くの報道機  
関の方がお見えになっておられますので、カメラ等取材スペースが非常  
に狭くなっております。ご覧のように会場も狭くなっておりますので委員  
の席に過度に近づくなど、行き過ぎた行為は円滑な検討会の運営の妨

げになりますので、節度を守った取材をされますようお願いいたします。

それでは、本日の議事録の署名委員に泉委員、島委員を指名いたします。

これより、協議事項に入ります。本日の協議事項は、お手元に配布のとおりであります。はじめに、正副座長の互選であります。まず、座長の選出について、皆さんのご意見をお聞かせください。

成田委員： 横野委員を推薦いたします。

横野委員： ただいま、座長に、私をとの推薦がありましたので、座長の職務を次の年長委員である高田委員と交代いたします。

高田委員： それでは、ただ今、座長に、横野委員との推薦がありましたが、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

参加委員： 異議なし。

高田委員： 異議なしであります。当検討会の座長は、横野委員に決定いたしました。

これで、私の職務は終了いたしましたので、座長と交代いたします。

横野座長： それでは、私から一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、政務活動費のあり方検討会の座長に指名を受けました横野であります。何卒、政務活動費について、いろいろなご意見を交わしながら、皆さんの意見を素直に受け止めていきたいと思っておりますが、今まで決めてきたこともございますので、そういったことを順じながら、また新たに検討すべきことは検討するという方向性を持って、このあり方検討会を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いたします。

続きまして、副座長の互選であります。副座長の選出について、皆さんのご意見をお聞かせください。

成田委員： 松尾委員を推薦します。

横野座長： ただいま、副座長に松尾委員との推薦がありましたが、いかがでしょうか。

参加委員： 異議なし。

横野委員： それでは、ご異議がありませんので、当検討会の副座長は、松尾委員に決定いたしました。それでは、副座長から一言ご挨拶を頂きます。

松尾副座長： ただいま、政務活動費のあり方検討会の副座長という大任を拝しました松尾茂でございます。富山市議会再生の本当に重要な役割を担う政

務活動費のあり方検討会だと思しますので、横野座長をしっかりと補佐させていただきまして、誠心誠意、責任感を持って取り組ませていただきます。何卒、よろしくお願いいたします。

横野座長： 次に、協議事項の2番目、当面の検討事項についてでございます。本検討会においては、様々な検討項目について協議がなされ、意見集約が図られてきたところであります。このような中で、第三者機関については、本年6月を目途に各会派により共同で設置し、その費用については、各会派が議員数に応じて負担することとしております。第三者機関の3名の構成につきましては、公認会計士を中心とした監査法人などを想定しており、また、審査業務の内容については、今一度精査し、協議を行う必要があります。これらの検討事項につきましては、本検討会において、協議・決定したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： また、この検討事項につきましては、早急な協議・決定が必要であると考えますので、次回の本検討会において私の方から設置案の素案等を提示し、それを元に協議したいと思いますのですが、そのように進めることでよろしいでしょうか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： それでは、そのように決定いたします。  
最後に、次回の開催日程についてですが、検討事項について、早急に決定することが必要であるため、5月17日、水曜日、午後2時30分から開催したいと思いますのですが、いかがでしょうか。この日は、午前中にいろいろと会議があり、皆さん、出席される方もおいでになると思いますので、午後からの会議ということはいかがでしょうか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： 差支えがなければ、そのように決定いたします。これをもって、本日の協議事項は全て終了しました。

金井委員： 座長。

横野座長： 金井委員、どうぞ。

金井委員： 1点ご報告がございまして、皆さんに協議していただきたいと思えます。政務活動費の審査に係る第三者機関、これにつきましては、私ども(日本維新の会)、補選のときから、あるいは作業部会のときから言っていますが、費用負担の「各会派が、その所属議員数に応じて按分した額を負担する」という項目について、我が会派は、補選に当選したとき、あるい

は4月からの政務活動費はゼロ申請としております。会派としては、政務活動費を使わない、ある一定のルール・仕組みづくりができるまでは、日本維新の会は、政務活動費についてはゼロ申請ということで、第三者機関のあり方についても様々な意見を言ってきました。これについて、また皆さんの協議を図っていただきたいということでもあります。

高田委員： 按分した分を出さないということですか。

金井委員： 出さないというか、前の庶務課長さんに、いかがなものでしょうかと、ゼロ申請なので払う必要はないでしょうと、そういうふうに聞いていたんです。政務活動費というのは、会派に1人15万円までいくら申請してもいいというルールでありまして、我が会派は、この問題については補選のときから、充分検討して、充分なルールが出来た時点で考えましょうと、そういう一定の取り決めを作ったので、今回も、まだ完全後払い制と、第三者機関は本当に必要なのかという問題点をもって選挙にあたったということで、この問題についてはゼロ申請ということにしました。そのあたりを、またお諮りください。よろしく申し上げます。

横野座長： 結果的には、政務活動費を使わないということですね。であれば、第三者機関の負担金を負担する必要はないという主張ですね。

金井委員： そうです。

横野座長： 皆さんのご意見はどうですか。

金井委員： 審査を受けないと。この有償の審査を受けないので、支払う必要がないのではないかとというのが、私の立場であります。

横野座長： 他の委員の皆さんはどうですか。このことについては、前回のあり方検討会で、各議員が、会派毎に議員数に応じて負担をするということで決定している事項なんですね。今新たにこういった提案をされましたので、このことについて、皆さんのご意見はどうでしょうか。

金井委員： もう1点。もうひとつの主張は、完全後払い制であるということで、帳面はつけています。ですから、いつでもその帳面は出せるので、例えば、仕組みが変わって、完全後払い制でこうやりますよとか、そういう主張もしているのです、そういう意味では帳面はつけています。

横野座長： 今の主張からいくと、完全後払い制、今のところは完全後払い制ではないんですね、要するに。会派に先払いで出てますから。ただ、支払いをするのは、完全に全て完了したあとで支払いするわけですから、支払いは後払いになる。完全後払いとなると、先に貰っているものも貰わずに返すということですか。それはそれで貰われるわけですか。今、申請していないということですか。

金井委員： 申請していません。

横野座長： わかりました。そういう形であれば、第三者委員会の内容等、あるいは審議内容等の質疑にも応じないということですか。

金井委員： 書類は一切出さないということです。(政務活動費を)申請していないので、使わないので、審査を受ける必要がないです。

横野座長： この検討委員会で、第三者機関の内容の決定をしていかななくてはいけないので、それに参加する意思があるか無いかということです。

金井委員： 当然、あります。

横野座長： 参加する意思はあるということですね。

金井委員： はい。やはり、いろいろ私たちの意見が100%正しいということはありません。意見があると思うので、意見を言う立場として。

横野座長： それはそれで意見を言う。出席されて意見を発言するということですね。

金井委員： はい、そうです。

横野座長： 他の皆さんはどうですか。

橋本委員： 第三者機関の設置といわゆる後払い制、どちらにこだわっておられるのですか。

金井委員： 議会改革でも盛んに透明性ということで、第三者機関についても、第三者というのは市民であると、市民がいつでも見れる体制にすれば、こういう有償の機関はいらないであろうというのが私どもの主張であって、市民が参加できる、あるいは、インターネットを通じて領収書が見れますよと、議員の活動報告が見れますよと、議会報告も見れますよという、そういう仕組みづくりをすれば、こんな面倒くさいような第三者機関はいらないよという主張であります。そういうことから、有償のこういうものは、議員が丸投げするという形において、いかがなものかと、議員としての自分たちの身分を他人に丸投げしたような第三者機関というものは本当に必要なのかと、市議会に必要なのかと言う議論も生じてくると思います。

橋本委員： 第三者機関におきましては、いろんな課題等を出しながら、最終的な政務活動費の新指針には設置しようということになっていきますし、今からこれを、運用前にどうこうするのはいかがかなという思いはあります。この議員数に応じて按分したら、これは支払わないとおっしゃられるけれど、

例えば、後払い制を、もし先に導入したとしたら、その時は政務活動費を申請されるのでしょうか。

金井委員： ルールが決まれば、そのルールに従うというのが社会の常識であります。私どもは、11月2日の、補選の前に決まった第三者機関は一旦4月24日から運用しましょうと、運用した結果どういふふうになるか、また、ここ(あり方検討会)で検討しましょうと、そういうことであり方検討会は終わっていると思うのですが。ですので、そのルールには従います。決まったことには従うということで間違いありません。あからさまに否定しているわけではありません。

江西委員： ルールに、決まったことに従うことは当然であるという認識の中で、費用を受け取らないんだから、それに対するものも支払わないということはわかるんですが、あり方検討会の中での第三者機関というのは、会計チェックだけではなくて、いろんなこういった議論の中で出てくることに対する問い合わせですとか、そういったことも含まれているという認識でしょうか。座長にお聞きしたいんですけども。

横野座長： 結果的に、第三者機関に支出が妥当かどうかということを探めるといふことについては、各会派が、これは妥当だと思つて出すわけですよ。第三者機関にすれば、会派が妥当だと判断したものを駄目だとかそういったことはいわないと思う。ただ、その時に、議会事務局の職員と協議して、これはこれでいいのかという話し合いがあつて、第三者機関としては会派の申請を認めましょうといへば、認めてもらえる。そこで、これはちょっと非常に判断が難しいと思われることについては、第三者機関の方針として、今まで作ったものの中でまた疑問が生じたものは、あり方検討会に返してもらつて、意見交換するのも方法だと思つています。第三者機関に認めてもらうときには、それなりの会派としての責任を持った、政務活動であるという自信を持った申請をするのが原則論だと私は思つています。そういった点においては、第三者機関は、会派から申請のあつたものをおおむね間違いがないという判断で進めるのが原則だと思つているんです。ただ、見た人が、これはちょっと疑問に感じると言われた段階で、やはりそのことについては意見交換すべきだと思つています。全てが全て(申請が)通るといふ保証が、あるといへばあるし、無いといへば無いといふ、その部分については、第三者機関になる方との協議が必要だと思つています。

江西委員： 未来に向かつての問い合わせをするのでなければ、使つたものに対する問い合わせをするということが第三者機関の役割だとすれば、もともと使わないわけですから、議員の1人として使わないものなら、いらんないんじゃないかなという感じはします。

横野座長： 例へば、通常経費で、新聞の購読料とか、あるいは事務員の給料だとか、そういったものを出すつれば、当然第三者機関に申請をあげて、こ

ういった内容でこういう支払いしますということをあげていって、認めてもらって、支払いをするということが、決定を頂いてから支払いするという事なんですね。そういう方向で第三者機関で判断するべきもので、今まで、昨年いろんな意見交換をした中で、これは妥当性があると判断の元にするのが申請だと思えますから、そのあたりは第三者機関がそれをみて、決定ですという判断をしますと思えますけど。これからの課題は、第三者機関の判断をどう求めるかということと、第三者機関が、これは本当に支払いしてもいいのかということと、逆に検討会に返してもらおうということもあっていいのかなという思いはあります。そこは、話し合いが若干出てくる可能性があります。つまり、第三者機関を作らないことには、逆に運用が出来ないように、これまでのあり方検討会で決めましたので、そのことについて、今日は、第三者機関の決める内容について、拾い出して、それを提案した上で、今度17日に、こういう形で第三者機関を作りたいという話をしていきたいと思うのですが、いかがですか。

高田委員： 今、急にいきなり言われたこともあるので、引継ぎ事項で分かっていたら、またあったんでしょうけど。17日までその件については、待ってもらって、会派で話し合って。決めたことに対して、いろんな理由があるにしても、按分すると決めたんだからという考えも私はあります。会派に持ち帰ってもよろしいですか。

横野座長： 今の金井委員の発言について、会派毎に検討してください。前回のあり方検討会では、議員で按分して負担するということを決めているのですが、それに対して、金井委員から(政務活動費を)使わない会派は、その負担はしなくてもいいのではないかとという提案がありましたので、このことについて会派に持ち帰って検討していただいて、17日の会議の冒頭に、このことについて意見交換させてください。それでよろしいですか。

島委員： 今の件については、私の記憶では、とりあえずこれで一回やってみましょうと、それでいろいろ不具合があった場合に、そこで話し合いをしましょうという話で、今、金井委員がおっしゃられたことは、その時点では想定できない話なので、(政務活動費を)使われないということは維新の会派の都合なので仕方ないと思うのですが、一度、38名で按分して、それでやってみて、それでこんな話が出てきたので、それだったら、次から使わないようにしましょうというのが、今までの話からいくと、ルールに則った筋ではないかと。今、運用もしていない時点で、使わないから出さないでいいんじゃないですかというのは、今までの流れからすると、よくないような気がするんですが。

舎川委員： 金井委員がおっしゃるのは、第三者機関すら設置をしないということですか。

金井委員： その議論は、前回蹴られましたので。それは、これから運用してからの問題だと思います。個々の主張は個々の主張として。

横野座長： 本筋論は島委員がおっしゃったことで、このあり方検討会をスタートしようとしたんですが、金井委員からそういう意見が出たということで、そのことについては時間的な調整を図って、もう一度17日に議論を交わして、方向を決めていきたいと思いますが、それでよろしいですか。今すぐに結論までとなると非常に難しいので、会派に持ち帰っていただいて、検討をしていただいて、その上で、もう一度改めて話し合しましょう。そのときには、第三者機関の検討事項も提案しますので。事前に皆さん方にまたお諮りします。突然これ出してこれ決めましょうということはやりませんので。出来ることなら、全員が分かった段階で、ある程度の方針を出しますので、それを各会派で検討していただいて、5月17日にまたここで話し合いをするという方向性を持っていきたいので、提案については私のほうに一任していただければ、ある程度提案させていただいて、その方向でいきたいと思いますが、よろしいですか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： では、今日のあり方検討会をこれで閉会したいと思います。ご苦労様でした。